

農林水産部

調査・測量・設計業務 共通仕様書

新 旧 対 照 表

令和6年度(8月改正)

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
第1編 共通編	第1編 共通編	
<p>第1章 総則 第1-1条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務計画書 1 【 省 略 】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務場所 (2) 業務内容及び方法 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 使用機械の種類、名称及び性能 (10) 連絡体制(緊急時含む) (11) その他 なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画についても記載するものとする。 また、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-35条安全等の確保、第1-36条個人情報の取扱い特記事項及び第1-37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第1-14条～第1-19条 【 省 略 】</p> <p>第20条 成果物の提出 1～4 【 省 略 】 5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>第21条～第34条 【 省 略 】</p> <p>第1-35条 安全等の確保 1～7 【 省 略 】 8 (1)～(3) 【 省 略 】 (4)受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに安全作業に努めなければならない。</p>	<p>第1章 総則 第1-1条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務計画書 1 【 省 略 】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務場所 (2) 業務内容及び方法 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 使用機械の種類、名称及び性能 (10) 連絡体制(緊急時含む) (11) その他 なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画についても記載するものとする。 また、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-35条安全等の確保、第1-36条個人情報の取扱い及び第1-37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第1-14条～第1-19条 【 省 略 】</p> <p>第20条 成果物の提出 1～4 【 省 略 】 [新設]</p> <p>第21条～第34条 【 省 略 】</p> <p>第1-35条 安全等の確保 1～7 【 省 略 】 8 (1)～(3) 【 省 略 】 [新設]</p>	<p>語句修正</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
<p>9～11 【 省 略 】</p> <p>第1～36条 個人情報の取扱い特記事項</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 【 省 略 】</p> <p>5 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>(1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) (1)、(2)の内容は、発注者の指示又は承諾を受けた再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。</p> <p>6～13 【 省 略 】</p> <p>14 管理体制の不備安全確保の措置</p> <p>(1) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制及び本特記事項を遵守する旨を第 1-13 条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>第1～37条～第1～41条 【 省 略 】</p>	<p>9～11 【 省 略 】</p> <p>第1～36条 個人情報の取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 【 省 略 】</p> <p>5 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>6～13 【 省 略 】</p> <p>14 管理体制の不備</p> <p>[新設]</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制を定め、第 1-13 条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>第1～37条～第1～41条 【 省 略 】</p>	<p>語句修正</p> <p>語句削除</p> <p>語句修正</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p> <p>語句修正 新規追記</p> <p>語句修正</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1-42条 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者さいがい補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>第1-43条 環境負荷軽減への取組</p> <p>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</p> <p>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームピズ・クールピズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）</p> <p>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</p> <p>(3) 環境負荷軽減に配慮したものの調達</p> <p>(4) 生物多様性に配慮した事業実施</p> <p>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</p> <p>第1-44条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章～第3章 【 省 略 】</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 ルジオンテスト</p> <p>第4-2条～第4-4条【 省 略 】</p> <p>第4-5条 解析及び資料整理</p> <p>1 解析は次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 試験結果から各試験区間毎に注入圧力-注入力曲線を作成するものとする。</p> <p>(3) 前項の注入圧力-注入力曲線から限界圧力を算出するものとする。</p> <p>(4) 【 省 略 】</p> <p>2 データ整理は次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 試験結果は注入圧力-注入力曲線等にまとめ、地質柱状図に記入する。 さらに、必要に応じて孔別、ステージ別の一覧図を作成し、地質柱状図(略図)とあわせて見やすい形で表現するものとする。</p>	<p>第1-42条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者さいがい補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第1-43条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章～第3章 【 省 略 】</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第1節 【 省 略 】</p> <p>第2節 ルジオンテスト</p> <p>第4-2条～第4-4条【 省 略 】</p> <p>第4-5条 解析及び資料整理</p> <p>1 解析は次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 試験結果から各試験区間毎に注入圧力-注入力曲線を作成するものとする。</p> <p>(3) 前項の注入圧力-注入力曲線から限界圧力を算出するものとする。</p> <p>(4) 【 省 略 】</p> <p>2 データ整理は次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 試験結果は注入圧力-注入力曲線等にまとめ、地質柱状図に記入する。 さらに、必要に応じて孔別、ステージ別の一覧図を作成し、地質柱状図(略図)とあわせて見やすい形で表現するものとする。</p>	<p>新規追記</p> <p>新規追記</p> <p>誤記修正 誤記修正</p> <p>誤記修正</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1章 地質調査業務 第1節～第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験） 第1-12条 目的 この試験は、深さ 10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第5節～第12節 【 省 略 】</p> <p>第2章～第6章 【 省 略 】</p>	<p>第1章 地質調査業務 第1節～第3節 【 省 略 】</p> <p>第4節 スクリューウエイト貫入試験（スウェーデン式サウンディング試験） 第1-12条 目的 スウェーデン式サウンディング試験は、深さ 10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第5節～第12節 【 省 略 】</p> <p>第2章～第6章 【 省 略 】</p>	<p>語句修正</p> <p>語句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総則 第1-1条～第1-11条 【 省 略 】</p> <p>第1-12条 業務計画書 1 【 省 略 】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務場所 (2) 業務内容及び方法 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 使用機械の種類、名称及び性能 (10) 連絡体制(緊急時含む) (11) その他 なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画についても記載するものとする。 また、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-33条安全等の確保、第1-34条個人情報の取扱い特記事項及び第1-35条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第1-13条～第32条 【 省 略 】</p> <p>第1-33条 安全等の確保 1～4 【 省 略 】 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(3) 【 省 略 】 (4)受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</p> <p>第1-34条 個人情報の取扱い特記事項 1 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総則 第1-1条～第1-11条 【 省 略 】</p> <p>第1-12条 業務計画書 1 【 省 略 】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務場所 (2) 業務内容及び方法 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 使用機械の種類、名称及び性能 (10) 連絡体制(緊急時含む) (11) その他 なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画についても記載するものとする。 また、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-33条安全等の確保、第1-34条個人情報の取扱い及び第1-35条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第1-13条～第32条 【 省 略 】</p> <p>第1-33条 安全等の確保 1～4 【 省 略 】 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(3) 【 省 略 】 [新設]</p> <p>第1-34条 個人情報の取扱い 1 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等</p>	<p></p> <p style="text-align: center;">語句修正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">新規追記</p> <p></p> <p style="text-align: center;">語句修正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">語句削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
<p>関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2~4 【 省 略 】</p> <p>5 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>(1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) (1)、(2)の内容は、発注者の指示又は承諾を受けた再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。</p> <p>6~13 【 省 略 】</p> <p>14 管理体制の不備安全確保の措置</p> <p>(1) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制及び本特記事項を遵守する旨を第1-12条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>第1-35条~第1-39条 【 省 略 】</p> <p>第1-40条 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。</p> <p>第1-41条 環境負荷軽減への取組</p> <p>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守す</p>	<p>関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>6~13 【 省 略 】</p> <p>14 管理体制の不備</p> <p>[新設]</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制を定め、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>第1-35条~第1-39条 【 省 略 】</p> <p>第1-40条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>語句修正</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p> <p>語句修正 新規追記</p> <p>語句修正</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>るとともに、以下の取組に努めるものとする。</p> <p>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）</p> <p>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</p> <p>(3) 環境負荷軽減に配慮したものの調達</p> <p>(4) 生物多様性に配慮した事業実施</p> <p>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</p> <p>第1-42条 【 省 略 】</p> <p>第2編 森林整備保全事業編 【 省 略 】</p>	<p>第1-41条 【 省 略 】</p> <p>第2編 森林整備保全事業編 【 省 略 】</p>	

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
第1編 共通編	第1編 共通編	
<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-11条 【 省 略 】</p> <p>第1-12条 業務計画書</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務場所</p> <p>(2) 業務内容及び方法</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果物の品質を確保するための計画</p> <p>(7) 成果物の内容、部数</p> <p>(8) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(9) 使用機械の種類、名称及び性能</p> <p>(10) 連絡体制(緊急時含む)</p> <p>(11) その他</p> <p>なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画についても記載するものとする。</p> <p>また、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-32条安全等の確保、第1-33条個人情報の取扱い特記事項及び第1-34条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第1-13条～第1-32条 【 省 略 】</p> <p>第1-33条 個人情報の取扱い特記事項</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 【 省 略 】</p> <p>5 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>(1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-11条 【 省 略 】</p> <p>第1-12条 業務計画書</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務場所</p> <p>(2) 業務内容及び方法</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果物の品質を確保するための計画</p> <p>(7) 成果物の内容、部数</p> <p>(8) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(9) 使用機械の種類、名称及び性能</p> <p>(10) 連絡体制(緊急時含む)</p> <p>(11) その他</p> <p>なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画についても記載するものとする。</p> <p>また、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-32条安全等の確保、第1-33条個人情報の取扱い及び第1-34条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第1-13条～第1-32条 【 省 略 】</p> <p>第1-33条 個人情報の取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 【 省 略 】</p> <p>5 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は</p>	<p></p> <p style="color: red;">語句修正</p> <p style="color: red;">語句修正</p> <p style="color: red;">語句削除</p> <p style="color: red;">語句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>場合も含む。)にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) (1)、(2)の内容は、発注者の指示又は承諾を受けた再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。</p> <p>6～13 【 省 略 】</p> <p>14 管理体制の不備安全確保の措置</p> <p>(1) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制及び本特記事項を遵守する旨を第1-12条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>第1-34条～第1-38条 【 省 略 】</p> <p>第1-39条 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者さいがい補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>第1-40条 環境負荷軽減への取組</p> <p>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</p> <p>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームピズ・クールピズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）</p> <p>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</p> <p>(3) 環境負荷軽減に配慮したものの調達</p> <p>(4) 生物多様性に配慮した事業実施</p> <p>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</p>	<p>は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>6～13 【 省 略 】</p> <p>14 管理体制の不備</p> <p>[新設]</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制を定め、第1-12条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>第1-34条～第1-38条 【 省 略 】</p> <p>第1-39条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者さいがい補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>新規追記</p> <p>新規追記</p> <p>語句修正 新規追記</p> <p>語句修正</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】 調査 測量 設計 用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1-41条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章～第4章 【 省 略 】</p> <p>第5章 林道設計 第1節 林道設計 第5-1条～第5-3条 【 省 略 】 第5-4条 一車線林道実施設計 1 【 省 略 】 2 業務内容 (1)～(2) 【 省 略 】 (3) 平面設計 平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。 (4) 縦断設計 縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20mごとの測点及び主要店を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。 (5)～(6) 【 省 略 】 (7) 林業作業用施設の設計計画 林業作業用施設の設計計画は、現地調査の結果及び設計条件および現場実態等に基づき、適切な種類及び規模を選定し、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。 (8)～(14) 【 省 略 】</p> <p>第2節～第3節 【 省 略 】</p> <p>第6章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>第1-40条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章～第4章 【 省 略 】</p> <p>第5章 林道設計 第1節 林道設計 第5-1条～第5-3条 【 省 略 】 第5-4条 一車線林道実施設計 1 【 省 略 】 2 業務内容 (1)～(2) 【 省 略 】 (3) 平面設計・縦断設計 平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。 [新設] 縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20mごとの測点及び主要店を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。 (5)～(6) 【 省 略 】 [新設]</p> <p>(8)～(12) 【 省 略 】</p> <p>第2節～第3節 【 省 略 】</p> <p>第6章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>語句修正</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1章 総則 第1-1条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務計画書 1 【 省 略 】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務場所 (2) 業務内容及び方法 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 使用機械の種類、名称及び性能 (10) 連絡体制(緊急時含む) (11) その他 なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画についても記載するものとする。 また、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-32条安全等の確保、第1-35条個人情報の取扱い特記事項及び第1-36条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第1-14条～第1-31条 【 省 略 】</p> <p>第1-32条 安全等の確保 1～4 【 省 略 】 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(3) 【 省 略 】 (4)受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。 6～8 【 省 略 】</p> <p>第1-33条～第1-34条 【 省 略 】</p> <p>第1-35条 個人情報の取扱い特記事項 1 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよ</p>	<p>第1章 総則 第1-1条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務計画書 1 【 省 略 】 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務場所 (2) 業務内容及び方法 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 使用機械の種類、名称及び性能 (10) 連絡体制(緊急時含む) (11) その他 なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画についても記載するものとする。 また、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-32条安全等の確保、第1-35条個人情報の取扱い及び第1-36条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第1-14条～第1-31条 【 省 略 】</p> <p>第1-32条 安全等の確保 1～4 【 省 略 】 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(3) 【 省 略 】 [新設] 6～8 【 省 略 】</p> <p>第1-33条～第1-34条 【 省 略 】</p> <p>第1-35条 個人情報の取扱い 1 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよ</p>	<p></p> <p style="color: red; text-align: center;">語句修正</p> <p></p> <p style="color: red; text-align: center;">新規追記</p> <p></p> <p style="color: red; text-align: center;">語句修正</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
<p>う、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 【 省 略 】</p> <p>5 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>(1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。））である場合も含む。）にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) (1)、(2)の内容は、発注者の指示又は承諾を受けた再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。</p> <p>6～13 【 省 略 】</p> <p>14 管理体制の不備安全確保の措置</p> <p>(1) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制及び本特記事項を遵守する旨を第 1-13 条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>第 1-36 条～第 1-40 条 【 省 略 】</p> <p>第 1-41 条 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者さいがい補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。</p>	<p>う、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 【 省 略 】</p> <p>5 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>6～13 【 省 略 】</p> <p>14 管理体制の不備</p> <p>[新設]</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制を定め、第 1-11 条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>第 1-36 条～第 1-40 条 【 省 略 】</p> <p>第 1-41 条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者さいがい補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>[新設]</p>	<p>語句削除</p> <p>語句修正</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p> <p>語句修正 新規追記</p> <p>語句修正</p> <p>新規追記</p>

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1-42条 環境負荷軽減への取組 受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</p> <p>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）</p> <p>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</p> <p>(3) 環境負荷軽減に配慮したものの調達</p> <p>(4) 生物多様性に配慮した事業実施</p> <p>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</p> <p>第1-43条 【 省 略 】</p> <p>第2章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>[新設]</p> <p>第1-42条 【 省 略 】</p> <p>第2章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>新規追記</p>